

昭和伊南総合病院訪問看護ステーション 重要事項説明書

1 事業者概要

(1) 事業者の概要、事業所名称及び事業所番号

事業者名称	伊南行政組合 昭和伊南総合病院 訪問看護ステーション
管理者	太田 美緒
事業所の所在地	長野県駒ヶ根市赤穂3230番地
介護保険事業所番号	2061090078
所在地・連絡先	(住所) 長野県駒ヶ根市赤穂3230番地 (電話) 0265-82-3737 (FAX) 0265-82-2859
通常の事業の実施地域	駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容	
		常勤 (人)	非常勤 (人)			
管 理 者	1	1	0	1	管理統括	
訪 問 看 護 員	保健師	0	0	0		
	看護師	4	2人以上	1	3.97	看 護
	准看護師	0	0	0	0	
	理学療法士	0	0	0	0	
	作業療法士	0	0	0	0	
事務職員等	1	0	1	0.7	事 務	

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務	
看護師	日勤 (8:30~17:15) 常勤で勤務	
事務職員等	日勤 (9:00~16:00) 非常勤で勤務	

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村
---------	------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
平日	午前8時30分～午後5時15分

営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
--------	------------------------------

※夜間及び休日は、24時間連絡体制となっています。電話でのご相談は、緊急連絡先へご連絡ください。必要に応じ訪問を行います。

2 当ステーションの特徴など

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるように援助します。
- (2) 居宅介護支援専門員等と連携を取り、医師の指示のもとに訪問看護を提供します。

3 サービス内容及び提供方法

(1) 訪問看護

- ① 身体状況や病状の観察・主治医との連携
- ② 清潔や排泄の介助及び介護方法の指導
- ③ 栄養及び経管栄養の指導
- ④ 褥瘡（床ずれ）の予防と処置
- ⑤ 医療処置及び医療機器の操作援助・管理
- ⑥ カテーテル等の交換・管理
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 在宅療養に関する相談と助言
- ⑩ その他在宅療養を行うために必要な主治医指示による医療処置

(2) サービス提供方法

- ① 電話や来所などでお申込ください。
- ② 利用者、家族、関係機関から情報を収集します。
- ③ 情報に基づき課題を把握し、解決できるよう訪問看護計画書を作成します。
- ④ 作成した訪問看護計画書を基に、利用者、家族の同意を得た上で訪問看護を開始します。
- ⑤ 利用者、家族の希望により計画された日時に、訪問看護を提供します。
- ⑥ 利用者の状態について定期的に評価を行い、状態の変化に応じて訪問看護計画書を見直し、必要な支援を行います。

(3) サービスの終了

- ① ご利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスを終了される希望日の20日前までにお申し出ください。
- ② 自動終了
 - ・ご利用者が介護保険施設等に入所された場合。
 - ・ご利用者がお亡くなりになった場合。

4 利用料金（別紙参照）

(1) 介護保険給付対象サービス

▽ 介護保険の適用がある場合は、原則として基本料金（料金表）の1割～3割が利用者の負担額となります。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

▽ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

▽ 加算料金

- ・ 緊急時訪問看護加算
- ・ 特別管理加算
- ・ 夜間または早朝に訪問した場合は所定の料金の1/4、深夜に訪問した場合は所定の料金の1/2
- ・ ターミナルケア加算
- ・ 長時間訪問看護加算
- ・ 初回加算
- ・ 退院時共同指導加算
- ・ 複数名訪問看護加算
- ・ (看護体制強化加算)
- ・ サービス提供体制強化加算

▽ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、事業者への直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者またはご家族が1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。

(2) 交通費

1の(4)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

(4) 利用料金等のお支払方法

毎月、15日頃までに前月分の請求書を発行いたします。お支払いは原則として当ステーション指定の口座振替を利用し、銀行口座自動振替（概ね27日）とします。お支払い後、領収書を発行いたします。病院窓口でお支払い希望の場合は、サービスを利用した翌月の25日（祝休日の場合は直前の営業日）までに、昭和伊南総合病院の「6会計」でお支払いください。または、指定口座へお振込みください。（振込手数料は利用者のご負担になります。）

■ アルプス中央信用金庫赤穂営業部

普通預金口座（口座番号：221098）

口座名義 伊南行政組合病院事業 企業出納員

■ 八十二銀行駒ヶ根支店

普通預金口座（口座番号：197271）

口座名義 伊南行政組合病院事業 企業出納員

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所の相談・苦情担当

担当者 太田 美緒（管理者） 0265-82-3737

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口など

昭和伊南総合病院 0265-82-2121

駒ヶ根市福祉課 0265-83-2111

飯島町健康福祉課 0265-86-3111

中川村保健福祉課 0265-88-3001

宮田村福祉課 0265-85-4128

長野県国民健康保険団連合会 026-238-1580

6 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

- ①虐待防止責任者を選任しています。
- ②苦情解決のための体制を設備しています。
- ③研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④サービスの提供中に、養介護従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名	
	所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

年 月 日

私は、訪問看護重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名 印

代理人（続柄） 住 所
氏 名 印

当事業者は、訪問看護重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者 所 在 地 長野県駒ヶ根市赤穂3230番地
事業者名 伊南行政組合
昭和伊南総合病院 訪問看護ステーション
(事業所番号) 2061090078

管 理 者 太田 美緒 印

説明者 職 名 看護師
氏 名

緊急時対応申込（緊急時訪問看護加算）

休日・時間外に緊急時の連絡ができるよう申込みします。

氏 名 印